

入札監理小委員会
第676回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第676回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和4年11月2日（水）16：07～17：45

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○刑事施設の運營業務（静岡刑務所、笠松刑務所）（法務省）

○能力開発基本調査（厚生労働省）

事業評価（案）の審議

○農林業職場定着支援事業（林業就業支援事業（厚生労働省）

3. 閉会

<出席者>

中川主査、浅羽副主査、辻副主査、尾花専門委員、川澤専門委員、三輪専門委員

（法務省）

矯正局成人矯正課 企画官 森田 裕一郎

〃 専門官 大隣 勝友

（厚生労働省1）

人材開発統括官付人材開発政策担当参事官付政策企画室 室長 鈴木 秀彦

〃 職業能力開発指導官 岡部 博伝

（厚生労働省2）

職業安定局雇用開発企画課農山村雇用対策室 室長 小林 学

〃 室長補佐 杉山 顕

（事務局）

岡本事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

○中川主査 それでは、ただいまから第676回入札監理小委員会を開催します。

初めに、刑事施設の運營業務、静岡・笠松の実施要項案について、法務省矯正局成人矯正課、森田企画官から御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○森田企画官 法務省矯正局成人矯正課の森田でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

刑事施設の運營業務の入札実施要項の案について、説明させていただきます。

今回、御審議いただきます事業は、静岡市にございます静岡刑務所と、岐阜県の笠松町にございます笠松刑務所の2つの刑務所におけます、包括的な民間委託事業ということになります。

お手元のA-3の資料を御覧いただけますでしょうか。1枚物のパワーポイントの資料でございます。

本事業につきましては、平成22年4月から第1期事業、そして平成29年4月から第2期事業を実施しておりまして、この第2期事業が現在実施中のものがございますけれども、令和6年3月31日をもって事業期間が終了するということになっておりますので、令和6年4月1日からの第3期目の事業につきまして、本年度、民間競争入札を行いたいと考えているところでございます。

なお、第2期事業までは、静岡刑務所・笠松刑務所、この2施設に加えまして、黒羽刑務所も対象にしておりまして、3つの刑事施設で事業を実施してきましたところでございますが、黒羽刑務所につきましては、令和3年度末で刑務所として廃止をしておりますので、今回は、静岡と笠松の2つの施設を事業対象としたいと考えております。

この第2期事業に関しましては、昨年度、本小委員会におきまして、公共サービス改革法第78項に基づく事業の実施状況に係る評価について御審議をいただいたところでございます。現在、実施しております事業につきまして、業務のいずれにおいてもおおむね良好に事業が実施されておりまして、経費節減効果も認められており、事業全体としては、入札当時に期待した効果が得られているという御評価をいただいております。

一方で、刑事施設特有の専門性が問われ、習熟に時間を要する業務、官民の業務の切り分けが難しい業務、刑事施設特有の制約があるものなど、検討課題が残る業務があるとの御指摘もいただいたところでございます。

今回、作成いたしました入札実施要項案でございますけれども、これらの評価結果を踏

まえまして、事業の内容を精査しまして、国で実施することが適当な業務、本来、民間委託ができない業務と切り分けが難しい業務、非効率的な人事配置となっている業務などにつきまして、委託範囲の見直しを行っております。

前回の入札実施要項と変更となる部分を中心に、説明をさせていただきたいと思います。

それでは、A-2の刑事施設の運營業務民間競争入札実施要項の案を御覧いただければと思います。

2ページ目の対象公共サービスの詳細な内容の対象施設につきましては、先ほど、説明させていただきましたとおり、黒羽刑務所を除いた、静岡刑務所と笠松刑務所としております。

また、業務の対象でございますけれども、今回は、総務・警備業務を対象に含めないことといたしまして、その他は第2期事業と同様、作業業務、職業訓練業務、教育業務、分類業務及び収容関連サービス業務を対象としております。

今回、総務・警備業務を民間委託の範囲に含めなかった理由でございますけれども、実施状況に係ります評価において、検討課題が残る業務があるとされた部分に当たるところでございます。具体的には、法令等の知識や、刑事施設特有の専門性が必要とされるため、国で実施することが適当な業務があるということ、また、公の意思の形成に係る業務、具体的には、人事事務とか予算の関係の事務、こういったものについて、支援業務という形で実施はしておりましたけれども、民間委託できない業務との切り分けが難しくなってしまうと、偽装請負のような形になりがちであったということがございます。

3点目といたしましては、いわゆる有形力の行使、受刑者が何かした場合に実力行使ができないということがございまして、非効率的な人事配置になっているということ、具体的には、例えば、受刑者が運動中に、何か受刑者同士でトラブルになった場合に、民間事業者の方々が実力行使で制止することができませんので、やはりそういったことに対応できるように、別に刑務官を配置しなければいけません。こういったところで、人事配置上の非効率な部分ができているということがございました。

こういった指摘を受けまして、これまでの民間委託は、いわゆる高率収容というような状況において、保安警備業務に国職員を優先的に割り振るために、民間委託可能な業務を極力切り分けて実施をしてきた経緯がございますけれども、現在、高率収容状態を脱しておりますので、今は7割ぐらいの状態になっておりますので、こういった業務を細分化しなくても、施設の運営が円滑にできると考えておりまして、現状においては、総務・警備業

務は、民間に委託することは適当な業務と判断せず、次期事業では、民間委託の範囲に含めないということとさせていただきます。

対象施設の概要につきましては、A-2の別紙1、28ページ以降になりますけれども、こちらのほうを御参照いただければと思います。

委託業務の内容については、別紙2を御覧いただけますでしょうか。34ページ以降でございますけれども、こちらのほうに記載をしております。

変更点につきましては、先ほど申し上げましたとおり、総務・警備業務を委託業務の内容に含めておりません。ただ前回、総務・警備業務の中に含めておりました医療関係事務でございますけれども、こちらにつきましては、内容が医療関係文書の作成、薬剤の管理支援等になっておりますので、民間事業者の方々のノウハウが活かせる業務と考えておりました。こちらにつきましては、分類業務の中に入れて、実施をしようかなと考えております。

また、実施要項の3ページになりますけれども、総意工夫の発揮可能性として、本年6月に成立しました刑法等の一部改正法に伴います社会復帰支援の充実に資する仕組みや、個々の受刑者のニーズやリスクアセスメントに応じた職業訓練や教育プログラムの企画など、再犯防止施策の推進に沿った方策の提案を求めようかなと考えております。

対象公共サービスの質の確保のため、民間事業者に求める業務の要求水準といたしましては、先ほども申し上げました別紙2に定めているほか、現在実施している事業と同様に、別紙3、こちらは46ページ以降になりますけれども、こちらにあります受刑者の釈放時に実施しますアンケート、この項目の中で本業務に関係する業務、すなわち食事や職業訓練、就労支援や教育に関する結果を配慮した業務の実施を求めることとしているところでございます。

戻っていただきまして、5ページに記載しております実施期間でございますけれども、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、令和6年4月1日から、事業終了は令和15年3月31日まで、事業期間は9年間と考えております。

続きまして、6ページの4を御覧いただければと思います。スケジュールでございますけれども、入札公告から入札参加資格の確認までを50日程度、それからさらに提案書の提出まで70日程度を予定しております。入札に参加していただく民間事業者の方に十分な検討時間を設定できているのではないかなと考えております。

また、本事業におきましては、契約締結後、業務の開始までに現行事業の受託事業者か

らの引継ぎ期間として、10か月程度を設けておまして、新規事業者にも十分に配慮した期間設定になっているかと考えております。

続きまして、8ページでございますけれども、本業務を実施する者の決定に係る方式でございます。こちらについて説明をさせていただきます。こちらにつきましては、前回までの入札と同様に、総合評価落札方式を用いたいと考えております。

審査につきましては、入札参加者の入札参加資格の有無を判断いたします、第1次審査、要求水準に基づく具体的な民間事業者の方々からの提案内容を審査いたします第2次審査の2段階で行うことといたしまして、この第2次審査につきましては、外部の学識経験者等によります事業者選定委員会を設置いたしまして、その場で審議を行っていただくかなと考えております。

審査項目のうち、加点項目につきましては、前回までの入札と同様に、事業期間にわたり安定的に業務を実施できるような雇用確保策についての提案を求めるほか、受刑者の作業や職業訓練、改善指導、就労支援のシームレスな連携や、個々の特性に応じた社会復帰支援など、出所者の再犯防止に資するような提案も求めたいと考えております。

次に入札時に開示する情報について、説明をさせていただきます。別添の61ページ以降を御覧いただければと思います。

まず、入札実施要項の別添の従来の実施状況に関する情報の開示につきましては、前回の入札時に開示致しました、従来の実施に要した経費、従来の実施に要した人員、業務分担表、業務等の参考数値、業務フロー図のほか、刑事施設の運營業務という特殊な業務の入札ということもございますので、入札参加者のハードルを低くするために、刑事施設で用いられている用語を解説した用語集を加えております。なお、同じような観点から入札公告のうち、現地施設におけます説明会等を開催したいと考えております。

そのほか、刑務所運營業務の民間委託事業への参画をうながすために、現行受託事業者と共に、刑務所との協働を呼びかけるイベントを開催したり、これまで入札に参加実績のある事業者や新規の事業者に積極的に呼びかけを行ってきており、入札公告に向けまして、引き続き刑事施設の運營業務に関して周知を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上になります。

○中川主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項案について、御質問、御意見のある委員は、御発言をお願いいたします。辻委員お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

今般、従前の課題でございました総務・警備業務を取り除いていただくということで、どうもありがとうございました。これは、新しく手を挙げる方々の立場からすると、恐らくこの刑事施設の運營業務というタイトルを見た瞬間に、自分にはちょっと無理だろうとかって思ってしまうかもしれません。そこで御提案なんですけれども、できればタイトルを「刑事施設の運營業務」で、例えば、「(総務業務及び警備業務を除く)」というふうに、タイトルを変えることは可能でございますでしょうか。

○森田企画官 私どもとしては、問題ないと考えておりますので、検討いたします。

○辻副主査 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○森田企画官 ありがとうございます。

○中川主査 ほかにございますでしょうか。浅羽委員、お願いいたします。

○浅羽副主査 浅羽でございます。御説明ありがとうございます。

今般、かなり新規の事業者に配慮されたスケジュールになっているというふうに拝察しております。そこで、ちょっと教えていただきたいのですが、資料A-2の7/103ページのところで、先ほど御説明いただいた引継ぎに当たるのが、運営開始準備業務の開始から業務の開始の期間の10か月ということだと認識しておりますけれども、10か月の引継ぎというのは、かなりゆったり取ったという中でも非常に長いというふうに認識しているんですけれども、まず、ここまでの長さが本当に必要なかどうかという点と、あと、このあまりに長いことによって、かえって逆に拘束が長くなってしまったりとか、次の新規に考える事業者にとって、お金の払われない期間で拘束が長くなってしまったりとか、そういうおそれを抱くといったようなことはないのかどうかという点だけ、教えていただければと思います。

○森田企画官 御質問ありがとうございます。10か月間の期間を取らせていただきましたのは、浅羽委員がおっしゃるとおり、例えば、10か月間は次の事業者の従事職員の方が、現地に貼り付いて引継ぎというのであれば、かなりハードルは高いかもしれませんが、本業務につきましては、御案内のとおり職業訓練とか、教育プログラムを実施していただくということが業務内容になっていまして、このプログラムの策定とかそういったものの準備期間ということで、10か月ぐらいは必要かなと思っていまして、恐らくベースになるようなプログラムというものはお持ちかもしれませんが、多分、それを刑務所用に

アレンジをしたりとか、リサーチをしたりとか、そういった期間、いわゆるプログラムの開発期間といったものに鑑みますと、やはり10か月間ぐらいの期間は取っておいたほうがいいのかと思っております。

こちらの実態、本当の業務の引継ぎとして、次の事業から参画する従事職員の方を、いつから配置していただくかというのは、これまた落札後、現行事業者と打合せをしながら決めていくような形になるかと思っていて、全体的な準備期間の10か月は、そういう意味で必要ではないのかなと思っておりまして、設定させていただいたという次第でございます。

○浅羽副主査 ありがとうございます。実施要項案を見ますと、確かに先ほど、私が申し上げたように、引継ぎとは言わずに、運営開始準備というふうになっているので、私もこれなら多分この内容からいって、すんなり行くだろうなと思って、そんなに問題と思っていなかったのですが、別のところで「引継ぎ」という言葉が入っていたりしましたので。ただ、それは実施要項の中ではなかったもので、いいのかないと思いつつ、ちょっと中身は確認しないとイケないなと思いついて、質問をさせていただいたところです。どうもありがとうございました。

○森田企画官 ありがとうございます。これまでも、幾つかの事業で引継ぎ業務をやっておりますけれども、浅羽委員がおっしゃるように、実際に次の事業者を配置されての引継ぎは、大体は事業を実施する年明けぐらいですので、大体3か月から4か月ぐらいが、現実的かなと思っていて。それまでの期間は、今申し上げましたように従事職員の方をリクルートしていただいたりとか、先ほど申し上げました、プログラムの準備をしたりとか、教育プログラムの1年間のスケジュールの中で、どうやって当て込んでいくのかというようなことを現地で協議したりとか、そういう期間に使われているのがこれまでの実情でございますので、今回もそのような形で進むかなと思っております。

この点につきましても、入札参加の事業者に、準備期間ってどんなものをイメージしているのかということ、説明会の機会等でお話しさせていただいて、御理解いただいた上で、入札に参加していただくかなと考えております。

○浅羽副主査 どうもありがとうございます。

○中川主査 川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 すみません。2点だけ簡単に。

3/103 ページで、(3)の持続可能な開発目標に対する提案で、京都宣言でそういった

プログラムが必要だということを書かれるというふうに記載いただいているかと思えます。ここの原典を確認できていなくて大変恐縮なのですが、この京都宣言の中で、何らかのどのような効果であったりとか、質の設定に関わる指標について、何か言及されているものがあるのでしょうか。今、設定していただいているプログラムについて書かれているものが、一般的な記述になっていたものですから、もし何か宣言の中で、特筆すべき表現ぶりというのでしょうか、そういうのがあれば、そういうのも踏まえた上で考えていただくのがいいのかなと思ったのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○森田企画官 ありがとうございます。特に今、御指摘いただいたような、何か具体的な目標みたいなものが宣言されているわけではなくて、誰一人取り残されない社会の実現という、SDGsの実現に向かって、受刑者の改善厚生プログラムというのを実施していきましょうというような記載でございましたので、一般的な書き方をさせていただいたところでございます。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

もう一点なのですが、4/103 ページの(4)の(エ)の部分で、「合理的な増加費用・損害は」ということで書いていただいているかと思えます。異論はないのですが、一応確認で、今後、電力価格ですとか、エネルギー価格の高騰というのは、かなり見込まれる中で、そういった価格の高騰については、もう事前の入札の段階で、ある程度、事業者側で見込んでリスクヘッジをしてもらうという、そういうことでよろしいでしょうか。

○森田企画官 そうですね。それが原則となりますし、あとは、契約の立てつけの中で、例えば、物価変動に伴います上振れ、下振れについては、ある一定のバッファを設けて協議をするという形にしようかなと考えております。現行事業も、そういうふうな形で設定されておりますので、今回もそういうふうな形で物価変動というところで、上振れ、下振れのリスクをヘッジすると考えております。

○川澤専門委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○中川主査 尾花委員、お願いいたします。

○尾花専門委員 2点ございます。

1点目は、今般、契約期間が9年間となりました。犯罪白書等を拝見しますと、施設収容者の人数というのは、平成17年か18年ぐらいから、非常に減少してきています。従来は7年で1期、2期をやった上で、さらに今回、3期を9年で行う場合、入札を考える業者としては、この施設収容者の人数の変動を、どのように考えたらいいかとか、予定

価格にも反映されてくると思うのですが、それとの関係で、何らか事前に、実施府省としてメッセージを出す必要がないのかという点を1点伺いたいと思います。

2点目なのですが、今般、再犯防止について法令の変更にも伴い、その内容を質的要件に含めたいという御意向は、すごくよく分かりました。総合評価の基準については、その点に配慮して10点ぐらい増えているような気がするのですが、その10点で足りるとお考えなのか、その辺りをもう少し配点を増やすことによって、実施府省の獲得したい業務の質を得る必要はないのか。このあたりは御意見なので、10点でいいとお考えならそれで全然構わないのですが、そういった点も見解をお知らせいただければと思います。

○森田企画官 ありがとうございます。おっしゃるとおり、収容人員が今は減っているという状況は確かな状況でございまして、これを前提に進める形になろうかなと思っておりますけれども、いずれも提供していただくプログラムについては、そんなに大幅な人数の変更にかかわらずプログラムの実施というのをやっていただく必要がありますので、予定価のほうにそんなに影響はしてこないかなと思っています。一方で、人員の変動に直接関わってきます食材費等につきましては、実績払いという形を取らせていただいております。実績払いの部分と、あと恐らく人数があっても、人件費のような変動しない部分については定額の支払いにしたいと考えております。

今回、9年間にいたしましたのは、やはり実際に従事職員の雇用のことを考えると、なるべく長い期間、雇用を保障できるような契約期間にしてもらいたいというような、民間事業者の方々からの御要望等も踏まえまして、この9年間という設定にさせていただいたというところでございます。

あと、教育プログラムにつきましても、確かに今回、法改正がされまして、拘禁刑に一本化されたというところで重視をしたいなと思っはいるんですけれども、ただ、どうしても、静岡・笠松につきましては、既存の刑務所での民間委託というところでございまして、あまり教育のところに配点を増やしてしまいますと、ほかの業務のところとのバランスというものも、ちょっと逸してしまうところもあるのかなと思っております。そういった全体のバランス、教育プログラムをもちろん重視はしているのですが、その他の収容関連サービスも含めて、等しく実施していただきたいというようなこともございまして、そういったことで全体のバランス感を考えて、ちょっと10点を増やしたというところでございます。

○尾花専門委員 ありがとうございます。入札の実態を知らないのですが、的外れな御質問に

なっているのかもしれないのですが、今回は委託費という形での支払いになり、そういった場合の入札価格の入れ方というのは、どういう形でやるのでしょうか。今おっしゃったような、変動の金額の部分というのと、教育プログラムのように人数に関係せずかかる費用、それをどういった形で入札価格の提案をするのでしょうか。

○森田企画官 ありがとうございます。入札にしましては、実際に札を入れていただく際には、今は収容人員の8割を、常にこの9年間、8割まで入っても対応できるようにしてくださいというのが要求水準になっておりまして、そのために必要な経費を札入れしていただきます。

具体的に変動費になっているのが食材費だけになりますので、その他の経費につきましては、今、申し上げましたように、収容定員の8割が入っても運営できるように、人員体制とかプログラムを提供してくださいということで、札を入れていただきます。

食材費につきましては、基本的には1食当たりの単価を設定していただきまして、入札の札を入れるときには、それが8割入っている、要は8割掛ける1日当たり幾らというような形で、入札をしていただくということになります。ですので、札入れをするときには、8割が常に入っているという前提で入札金額を入れていただきまして、実際の支払につきましては、固定費の部分、変わらない部分については、定額をお支払いいたしますけれども、食材費については、入札のときに入れていただきました8割を上限として、実際の収容人員に応じて単価を掛けてお支払いをすると、そういうような支払い方法になります。

○尾花専門委員 ありがとうございます。

私は、これ以上の質問はございません。

○中川主査 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ありがとうございました。ただいま御説明いただきました、本実施要項案について、事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 御審議ありがとうございました。実施要項の案の修正に関わる点としましては、辻委員から御提案がありました、表題の変更ということで理解しておりますが、その点、法務省も修正可能ということで御回答いただいておりますがよろしいでしょうか。

○森田企画官 法務省側は大丈夫です。修正内容について別途回答いたします。

○事務局 それ以外は、特段修正はないと考えております。

以上です。

○中川主査 それでは、本実施要項案につきましては、本日をもって小委員会での審議は

終了したものとして、今後の実施要項案の取扱いや、監理委員会の報告資料の作成については、私に御一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中川主査 ありがとうございます。今後、実施要項案の内容に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いたします。本日はどうもありがとうございました。

○森田企画官 ありがとうございます。よろしくお願いたします。

(法務省退室)

(厚生労働省 入室)

○事務局 それでは、審議を始めたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、中川主査、お願いたします。

○中川主査 次に能力開発基本調査の実施要項案について、厚生労働省人材開発統括官付人材開発政策担当参事官付政策企画室、鈴木室長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○鈴木室長 厚生労働省人材開発統括官付人材開発政策担当参事官付政策企画室長の鈴木です。令和5年度から令和7年度における、能力開発基本調査の民間競争入札実施要項案について、御説明させていただきます。

まず、能力開発基本調査の概要について、簡単に御説明させていただきます。資料B-3を御覧ください。

調査の目的について、本調査は、我が国の企業・事業所及び労働者の能力開発の実態を明らかにし、職業能力開発行政の基礎資料とすることを目的として、平成13年度以降、毎年実施しています。

調査対象は、本資料に記載している15業種に属する常用労働者を30名以上雇用している民間企業及び民間事業所、並びに当該民間事業所に雇用されている常用労働者です。

調査期日は、例年10月1日となっており、調査事項は、企業調査と事業所調査と個人調査について、それぞれ本資料に記載している項目などを調査しています。

また、調査実施の翌年の6月までに公表しています。

調査の流れについて、当省から民間事業者へ調査業務を委託し、民間事業者から調査客体に対して、郵送またはオンラインによって調査を行っています。

コロナ禍以前の令和元年度調査までは、郵送・オンラインのほか、調査員調査による調査を実施していましたが、令和2年度調査からは、調査員調査を取りやめており、この後、御説明いたします令和5年度から令和7年度の調査も、引き続き、郵送とオンラインのみによる調査を考えています。

それでは、次に第3期の実施要項案につきまして、御説明させていただきます。実施要項本体となる資料B-2は数百ページに及ぶので、概要をまとめたポンチ絵資料B-7を御覧ください。1ページ目を御覧ください。

まず、第2期における課題の1つ目といたしまして、(1)競争性の確保があります。第2期の調達では、3度の入札不調の後、不落随意契約によって受託事業者を決定した経緯があり、第3期の調達では、競争性を確保するために3つの対応を行うことを考えています。

1つ目は、①仕様書の見直しによる集計仕様の明確化、作業負担の軽減等です。まず、調査票の集計仕様書を作成し、作業内容の明確化、正確性の確保を図ることとします。これまで、調達段階では、統計表の作成に係る集計仕様書を明示していませんでしたが、あらかじめ集計業務の内容を明確化しておくことで、入札参加時点で作業工程や作業負担等が明らかになり、各事業者がより入札参加を検討しやすくなると思われました。また、各業務工程における定期報告につきまして、報告様式が複数に分かれて煩雑化していたため、報告様式を一元化し、業務報告の簡素化、作業負担軽減を行うこととしたいと考えています。

競争性の確保を図るための2つ目として、②入札参加要件の拡大等を行いたいと考えています。前回の初回調達では、省内の調達に関する規定により、A等級のみを入札参加要件としていましたが、今回は、省内会計課とも協議の上で、初回調達からAまたはB等級を要件としたいと考えています。併せて、本調査の受託実績がある事業者のほか、省内のほかの統計の受託実績がある事業者などにも、積極的に声かけを行うことを考えています。

競争性を図るための3つ目、③スケジュールへの配慮ですが、前回は3度の入札不調により、かなりタイトなスケジュールでの調達実施となりましたので、民間事業者が十分検討ができるように、余裕を持ったスケジュールで対応したいと思います。入札説明会につきましても、1者でも多い事業者に説明会に御参加いただくため、複数回実施することを考えています。

資料B-7の2ページ目を御覧ください。第2期における課題の2つ目として、(2)確

保されるべき質の達成がありますが、大きく分けて、目標とする回答率の達成と、適正な統計表の集計の2つがあります。

まず1つ目、①有効回答率の目標の見直しです。これまで目標回答率は、企業調査が60%、事業所調査が70%、個人調査が60%と目標を設定していました。しかし、この目標は、直近5年間では一度も達成しておらず、また、令和2年度調査から新型コロナウイルス感染症の影響により、従来実施していた調査員調査が実施できなくなったということで、この達成は、より難しくなったと考えています。このような目標と実態との乖離や、目標設定当時から調査方法や調査環境が大きく変化している状況を踏まえて、6月の入札監理小委員会や、当省で別途設置している外部有識者による検討会においても、そもそも目標が高過ぎるのではないかという御指摘をいただいたところです。目標と実態が乖離すると、標本数の算定の適切性にも影響し得ることや、事業者の入札参加意欲にも影響を及ぼし得るということで、新たに目標を再設定したいと考えています。

まず、目標設定の考え方ですが、目標には、達成可能性と目指すべきものという側面があると認識しています。当省の有識者検討会においても、この目標設定の考え方については特に御意見をいただいております。その中で、やはり調査方法の変化、そして、コロナ禍以降の継続性なども勘案して、一旦、達成可能性を重視して、身の丈に合った目標回答率を設定するのがよいのではないかという御意見をいただきました。

それを踏まえて、まず企業調査では、現在の60%の目標は、過去の調査において一度も達成していないこと、直近の令和3年度調査や、平成18年度調査以降の有効回答率の平均が約50%となっていることに加えて、この後、御説明する取組の改善によりおおむね5%の上乗せを期待して、55%の目標を設定したいと考えています。

次に事業所調査につきましては、企業調査に合わせて55%にしたいという案をお示しさせていただきます。この考え方としては、右側の見直しの考え方のところですが、そもそも事業所調査の目標が高めに設定されていたことは、調査方法の違いが背景にあり、令和元年度まで実施していた調査員調査では、事業所調査において、調査員が事業所訪問によって調査票の回収をしており、そのことから事業所調査では70%と、他調査よりも高い目標が設定されていました。しかし、令和2年度調査以降は、事業所調査も企業調査と同様に郵送調査のみとなり、直近2年間の有効回答率をみても、両調査とも大体50%強の有効回答率となっておりますので、企業調査と同様に55%の目標としています。

一方で、個人調査につきましては、直近の令和3年度調査でも40%程度となっております。

それ以前の調査でも、企業調査、事業所調査の有効回答率より 10%以上低くなっている年が多数あります。個人調査の回答依頼は、当省から直接依頼するのではなくて、事業所調査の対象事業所経由であることも、有効回答率が一段低くなる要因と考えられます。このようなことから、個人調査では目標を 45%と設定しています。

以上が、第 3 期における目標回答率の見直しになります。

この後、御説明させていただく有効回答率の向上の取組により、第 3 期では、この目標を達成することができればと考えていますが、目標を達成した上で、その後の目標設定については、その時の状況なども踏まえて目標の上方修正も含めて検討を続けていければと考えています。

次に、資料 B-7 の 3 ページを御覧ください。目標とする回答率の達成に向けた有効回答率向上の方策についてです。

まず、1 つ目の○、オンライン調査の利用促進についてです。繰り返しになりますが、令和 2 年度調査以降、調査員調査が実施できておらず、調査員調査の再開も難しいという状況です。その中で、郵送による調査票の回収にもある程度限界があると思いますので、オンラインによる回答を通じて、有効回答率を向上させることはできないかと考えました。

資料 B-7 には記載していないデータになりますが、直近の令和 3 年度調査におけるオンラインで回答をいただいた率は、企業調査、事業所調査で約 55%、個人調査で約 45%となっています。企業調査、事業所調査では、オンライン回答が郵送回答を上回っている状況ですが、個人調査では半数を下回っており、その原因は、オンライン回答へのアクセスがスムーズではないことにあると考えています。本調査のオンライン回答システムは、スマートフォン等からも回答可能となっているものの、そこにアクセスするための二次元コードや URL は、現状、紙媒体の調査資材でしか調査対象者に届けることができていません。

したがって、例えば、リモートワークによって事業所に出勤していない調査対象者の場合、郵送した調査票が手元まで届かないということになります。このような状況を踏まえて、今後は調査開始前までに、企業、事業所の担当者のメールアドレスを収集し、調査開始時に各担当者にメールでオンライン回答システムの URL を送信することとしたいと考えています。

具体的には、次のようなことを想定しています。

- ・従前から調査開始前に企業、事業所の担当者宛てに、調査協力事前依頼葉書を送付し

ていますが、

- ・この葉書に各担当者のメールアドレスを登録いただくための二次元コードを付ける。
- ・それに応じてメールアドレスを登録いただいた各担当者には、各調査開始時にメールでオンライン回答のURLを送信する。
- ・事業所の担当者から、個人調査の対象者に回答するためのURLを転送していただき、個人調査の回答者は、それをクリックして回答システムにアクセスしていただく。

という方法を想定しています。また、調査開始前にメールアドレスを管理しておくことで、その後の督促の業務にも活用ができると考えています。

②の2つ目の○ですが、第2期に実施した方策の継続実施、拡充です。第2期に実施した本社一括対応や、個人調査における督促につきまして、第3期でも継続して実施するとともに、個人調査の有効回答率が低調となっている状況を踏まえて、個人調査における督促の対象者を拡大したいと考えています。

具体的には、第2期では、事業所調査でオンライン回答をされた事業所担当者のみを対象としていましたが、第3期では、郵送で回答した事業所担当者と、先ほど御説明した、メールアドレス登録用サイトにメールアドレスを登録していただいた事業所担当者も対象に追加して、個人調査協力依頼メールを送信したいと考えています。

次に(2)の③統計表の集計誤りの再発防止です。最初の競争性の確保の中でも御説明しましたが、調査票の集計仕様書を作成し、正確・適切に統計表の作成業務を実施していただきたいと考えています。

また、2つ目の矢印のところですが、統計表作成前の調査票の到着段階におきましても、調査票点検チェックリストの内容を拡充することで、より適切に調査票の内容の検査を実施させることとしたいと考えています。

具体的には、従来の調査票の点検チェックリストでは、調査票の間番号ごとの検査すべき点が、単純に羅列していたものになっており、具体的な点検方法や、適切な集計につながるものではなかったため、この点を改善しています。

例えば、回答方法を自由回答（フリーアンサー）か単回答（シングルアンサー）なのかを記載したり、あるいは、前の質問で選択した回答によって、次にどの質問に回答するかが変わってくるなどがあるので、回答対象者を記載する。また、調査票の検査の後の工程である調査票の集計にスムーズに移行ができるように、無回答や回答に矛盾が生じている調査項目につきまして、回答を不明とするのか、補正すべきかの処理方法を記載する

といった改善を行っています。

なお、先ほど御説明したオンライン回答の利用促進に関連して、オンライン回答システムでは、回答の矛盾点、例えば、単一回答である場合に複数回答しているものや、自己啓発を実施していないと回答している一方で、自己啓発の支出額の記入があるといったような矛盾点について、オンライン回答ではこのようなものをあらかじめ排除する仕様になっています。オンライン回答率が向上することで、正確な統計の実施にも大きく貢献すると考えています。

最後に一番下の矢印のところですが、令和2年度調査の訂正事案における原因の1つとして、委託業者の各作業段階で確認作業が不十分だったということもあったので、業務工程の進捗状況や実施方法などを、工程検査チェックリストで管理いただくことで、そのようなミスも防ぐことができると考えています。

実施要項の主な見直し内容は以上となりますが、その他の変更点につきましては、資料B-2の該当箇所、黄色マーカーを付けています。ページ数のみ御紹介いたします。18ページから22ページにかけて、直近調査におけるオンライン回答数・回答率、本社一括対応実績、疑義照会件数、問合せ件数を開示しました。これは、総務省事務局からの御助言もいただき、目安があった方が、入札金額の積算等の観点で、より各民間事業者が入札に参加しやすくなるのではないかとということで記載しています。

続きまして、35ページの調査結果報告書の報告形式について、紙媒体に加えて電子媒体も追加しました。電子媒体は、これまでも受け取っていましたが、仕様上、明確化したものです。

次に、37ページです。契約方法を確定契約といたしました。仕様を明確にできるものは、原則、確定契約にするという、省内会計課の整理に基づくものでありまして、省内の公共調達委員会の確認要件にもなっています。

また、42ページと別紙25です。別紙25は、220ページから222ページの評価項目一覧表につきまして、ワークライフバランス等の推進に関する指標として、トライくるみんな認定の追加及びその指標の配点を変更したこと。また、新たに賃上げの実施を表明した企業等を追加いたしました。これは、全省的な取組として、厚生労働省の調達においても、一律的にこれらを入れているということです。

最後に、パブリックコメントの結果についても御報告をいたします。資料B-6につきまして、9月22日から10月6日までパブリックコメントを実施したところ、4者から計

10 件の意見が寄せられました。言葉の使い方や、用語の統一などの御指摘がありまして、それらを踏まえて一部表現を修正しましたが、大きく内容に影響するものではありませんでした。

私からの説明は以上となります。

○中川主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項案について、御意見、御質問のある委員は、御発言をお願いいたします。川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございます。今、資料で御説明くださったパワーポイントの資料で、3 ページの主な変更点ということで、②回収率の向上、③統計表の集計誤りということで、実施要項、資料B-2の221/231 ページの評価表を拝見しておりますと、赤字で修正はされているのですが、特に221 ページの個別業務の実施方法のところ、例えば、オンラインによる回答の中で、33 のところに工夫というところではいるのですが、例えば今回、具体的にメールアドレスを事前に収集というところを追加していらっしゃるかと思いますので、例えば、どのように効率的・効果的にメールアドレスの収集を行うかであったりとか、また、統計表の集計誤りで、集計仕様書というのを作成していらっしゃるのか、集計のところの37のところ、正確性を確保するための対策というところだけではなくて、集計表を具体的にどのように活用されているのか、もう少し評価表の中に、今回の変更点を盛り込んで提案を求めているのかなと思ったので、その辺りはいかがでしょうか。

○鈴木室長 御指摘ありがとうございます。最低限実施いただくべきメールアドレスの収集や、要件としたい内容については、実施要項の中に記載していると思っており、その上で、さらに民間の事業者の工夫によって効率的、あるいは効果が期待できるというような工夫について、評価したいとは考えています。

評価表にどのように反映できるかということについては、こちらで検討したいと思いません。ありがとうございます。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。基礎点の中に、もう含まれているという整理もできると思いますので、今回、追加されたところで、特により提案を求め必要があるものについては、具体的に盛り込んだほうがいいかなと思いましたが、適宜、御検討いただければと思いました。

以上です。

○中川主査 辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。どうも御説明ありがとうございました。資料B-4でございます。こちらを拝見しますと、まず第1期、平成29年開始の第1期を拝見すると、一応、応札者が2名いらっしゃったようでございます。他方で第2期、今回を見ると、応札者がなかったということでございます。

1点、お伺いしたいのですけれども、この第2期の一番下、入札不参加者に対するヒアリング状況及び結果という部分を拝見すると、参加なさらなかった理由としては、調査開始が12月に後ろ倒しになったことで、いろいろ仕事が困難になったということが記載されております。これは、恐らく初回の調査が不調になったことを受けての理由づけだと推測するのですけれども、これ以外に、そもそも初めの、初回の調査に参加なさらなかった理由として、何か把握なさっていることはございますでしょうか。

○鈴井室長 御指摘ありがとうございます。入札参加者が現れなかった要因としては、一般競争入札参加資格について、これまではA、B、C等級を要件としていましたが、第2期では、省内会計課のルールに基づきA等級のみになったということ。もう一点は、やはりコロナ禍の中で、調査員調査の実施が難しく、入札参加に慎重になっていたということが、理由かと思えます。

○辻副主査 ありがとうございます。今回、新たなものとして、等級がAまたはB等級で、Cがないようでございますけれども、Cは、やはり入れるのは難しいのでしょうか。

○鈴井室長 省内会計課のルールを申し上げますと、統計調査など、より適正な業務実施が必要な調達においては、予定価格3,000万円以上の「役務の提供」の場合、A等級のみ、又はA、B等級を指定する。また、予定価格が1億2,000万円を超えるものについては、Aに限定して等級を指定するということになっています。ただし、予定価格が1億2,000万円を超えるためにA等級に限定する場合においても、省内会計課の承認手続きを経た上で、A、B等級に拡大することが可能となっています。今回の調達にあたり、省内会計課へ等級の拡大について協議を行いました。本調査の調達内容では、A、B等級というのが、現行の省内会計課のルールでは限界ということになりました。

○辻副主査 分かりました。どうもありがとうございました。

以上でございます。

○中川主査 ほかにございますでしょうか。尾花委員、お願いいたします。

○尾花専門委員 実績をどのように評価しようとしているかについて、実施要項を拝見

していて、よく分からなかったので教えてください。

39/231 ページでは、同様の実績を持っていることを資格要件にしておられ、同時に総合評価の表では、任意、加点項目とされているように読めるのですが、実績をどのように、今回の調達では考えようとされていますでしょうか。

○鈴井室長 ありがとうございます。39 ページの「同規模以上の類似統計業務の実績」について、実績があるかないかというところを資格要件として試しているということです。

御指摘は、これに矛盾するところがあるのではないかとということでしょうか。

○尾花専門委員 資格要件で、新たに同等の実績を入れておられるので、これは必須になると思うんですね。でも過去、そのような調達はされていなかったかのように実施要項では見えるので、今般、実績を必須要件、資格として求めることに変えられたのかどうかということが、伺いたかった次第です。

○鈴井室長 39 ページの類似統計業務の御指摘については、今回、新たに必須な資格要件としました。こちら、省内会計課のルールになります。これまでは、こちらの要件はありませんでしたが、今回、追加した要件ということになります。

○尾花専門委員 そうすると、なぜ追加されたのでしょうか。実績を資格に入れるということは、競争制限的に働くことになります。今回、競争制限的にかじをどちらかに切ったという理由について、御説明いただけますか。

○鈴井室長 競争性の確保と入札参加要件による質の確保というのは、一方を強めると、一方を弱めることにつながりかねないという関係にあると考えています。この要件については、過去の省内の不適正事案の再発防止として発出された会計課の通知に基づいて設定したものでありまして、この要件によって、政府統計としての質の担保を図るということを目的としているものと承知しています。

また、本調査では、第2期の令和2年度調査で、2度の集計誤りが発生しており、信頼性や正確性の確保の観点から、これまで以上に質の担保が必要になると考えています。先ほど、競争性の確保と入札参加要件による質の担保は、一方を強めると一方を弱める関係にあると申し上げましたが、そのバランスについては留意をして、引き続き対応していきたいと考えています。

○尾花専門委員 ありがとうございます。そういたしますと、220/231 ページ、ここで2.2のところ加点にされていますが、この調査客体数7,000件以上の統計調査等の処理実績があるかというのは、同様の資格要件を超える件数について伺っているというふう

に理解してもいいですか。

○鈴木室長 御指摘ありがとうございます。任意か、必須かについては、基本的に同様の規模のということを要件にしていると考えていましたが、御指摘を踏まえて、評価表との関係について、一度、こちらで精査したいと思います。御指摘ありがとうございます。

○尾花専門委員 ありがとうございます。どのような方法でというか、確実に実施してもらいたいという御意向なのは理解しましたので、それとの観点で、実施要項に矛盾があると、それだけで入札を検討する方が混乱してしまうのはよくないと思いましたので、その点、整理いただけるとありがたいです。

その意味でいきますと、48/231 ページなのですが、ここはちょっと48の⑧というところがあるのですが、これは、表現がおかしいのではないかと思います。48の⑧って、民間事業者は、過去に本調査と同等規模以上の類似統計業務の実績を有していることというのが、前のページの47/231 ページの(5)の契約に基づき民間事業者が講ずべき措置のところに入っているのは、ちょっと違うような気がするので、この点も修正する必要があるれば修正してください。

私からは以上です。

○鈴木室長 御指摘ありがとうございます。位置付ける場所を含めて、精査したいと思います。ありがとうございます。

○中川主査 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

事務局から、何か確認すべき点があればお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。修正する箇所といたしましては、川澤先生からいただきました、資料B-2の221/231 ページ評価項目一覧表のナンバー33、36、37の記載は、今回新しくやる事項を盛り込んでいくべきということで、この部分を修正していただくということでよろしいでしょうか。それが1点目。

○川澤専門委員 すみません。今の1点目の点はありがとうございます。特に修正すべきというよりは、修正について必要であれば御検討いただきたいということですので、適宜、事務局と調整いただければと思います。特に修正がなくても構いませんので、よろしくお願いいたします。

○事務局 かしこまりました。

次に辻先生のご質問に対して、A、B、C等級のCを入れるのは難しいと実施府省から御返答いただきましたが、この件に関しては、実施要項案を修正するという事ではない

ということよろしいでしょうか。

○辻副主査 はい。

○事務局 ありがとうございます。

それから最後に、尾花先生からいただきましたことで、39/231 ページの(15)と、それから、結論から言いますと、220/231 ページの評価項目。

○尾花専門委員 ごめんなさい。私が申し上げたかったことは、もう実施府省からも御回答を得ており、実績を資格にするのであれば必須であり、実績をさらに規模を大きく求めることにするのであれば、任意に加えられるだろうということの観点から、実施府省からは、もう一回、再度検討をして整理されるというふうに御回答をいただいております、それは私の考えでは、実施府省がどのような実績を求めたいかという御決断次第なので、その御検討を事務局としていただければ、私のほうからは、取り立ててさらにコメントをする必要がないということを申し上げました。

○事務局 かしこまりました。ありがとうございます。

○尾花専門委員 さらに、48/231 ページのところの⑧は、期待したほうがいいのかどうかは、さらに実施府省からは、見直されるというふうに伺っているので、矛盾のないようにしていただければ、私のほうからは、コメントはありません。なので、実施府省からは十分に回答をいただいているので、その御方針に従って、事務局と御調整いただけると助かります。

○事務局 かしこまりました。ありがとうございます。

事務局からは以上です。ありがとうございました。

○中川主査 ありがとうございます。それでは、本実施要項案については、本日をもって小委員会での審議は終了したものとしまして、今後の実施要項案の取扱いや、監理委員会の報告資料の作成については、私に御一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中川主査 ありがとうございます。今後、実施要項案の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。本日は、ありがとうございました。

○鈴木室長 ありがとうございました。

(厚生労働省 退室)

(厚生労働省 2 入室)

○事務局 それでは、厚生労働省御担当者様が御入室されましたので、中川先生、引き続き、進行をお願いいたします。

○中川主査 次に農林業職場定着支援事業（林業就業支援事業）の実施状況及び事業の評価案について、厚生労働省職業安定局雇用開発企画課農山村雇用対策室、小林室長から御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○小林室長 よろしく申し上げます。厚生労働省職業安定局農山村雇用対策室長の小林と申します。農林業職場定着支援事業（林業就業支援事業）の実施状況、令和3年度の事業の評価と、今後の対応について御審議をお願いしたいと思っております。資料3-1に沿って、御説明させていただきます。

まず、1ページ1番、事業の概要でございますが、本事業は、平成30年度の1年間を第1期、令和2年度から4年度までの3年間を第2期として、市場化テストの対象となっております。第2期においては、契約途中に受託者が事業を廃止しまして、市場化テストの対象期間を令和3年度までと変更されております。

業務内容（1）番ですけれども、林業求職者に対して、事前に林業に関する十分な情報と知識を付与する講習等の事業である就業支援講習、それから、就職先となる林業事業体の雇用管理の改善を支援する事業、これを一体的に行うことによって、林業の新規就業の促進と職場定着を図って、林業の労働力の確保に資するということが目的としております。

（5）番の受託者のところでございますけれども、第1期につきましては、全国森林組合連合会が実施、第2期は株式会社エヌアイエスプラスが実施をしました。

2番の確保すべき質の達成状況及び評価のところでは、受託者においては、実施要項と仕様書に沿って業務を遂行していただいたところでございますけれども、コロナの感染拡大の影響等を受けまして、スケジュール等にやはり支障を来したりしながら事業を実施してまいりましたので、目標達成という点では、要求水準に達しない項目もあったところでございます。そのような中、受託者においては、プロジェクト体制や、人員を人繰りしながら計画の立て直しを図り、いろいろやってみましたが、最終的には、確保されるべき質を満たすまでには至らなかったと評価しております。

続きまして、2ページになりますけれども、3番、実施経費の状況及び評価になります。

市場化テスト導入前の平成30年度と導入後の令和2年度及び令和3年度とを比較しますと、契約額におきましては、いずれの年度も約4,100万円の減額となっております。また、支払額のほうでは、市場化テスト導入前の平成30年度と令和2年度の導入後を比較しますと、令和2年度は約8,600万円、令和3年度は約1億1,900万円の減額となっております。これは、受託者による人件費の減少と、コロナで講習など事業自体が少し中止になった等により、経費が発生しなかったというところが、影響しております。

それから続きまして、3ページの4番、外部有識者からの評価の項目です。ここは、厚生労働省の中におきまして、外部有識者等により構成される業務の実施状況を、我々の事業だけではありませんけれども、業務の実施状況のチェックを行う会議体を設置しており、この会議体にかけて、本事業もチェックの対象となっているところでございます。

5番の令和4年度事業の調達につきましてです。冒頭に申しましたとおり、受託者が、令和3年度限りで事業を廃止したことに伴いまして、令和4年度は、単年度で市場化テスト外として事業実施となるので、改めて調達を行いました。改めて今回行った調達については、総合評価落札方式による一般競争入札を実施しまして、あらかじめ公共サービスの質の確保を図ったということです。調達自体にも、応札可能性のある事業者への声かけをしたり、複数の事業者にアプローチしたりしましたが、結果として、令和4年度、今回は1者応札となりました。

ただ、受託者は、市場化テスト実施前の全国森林組合連合会でございまして、事業は、ちょうど昨日11月1日から開始されております。

6番の全体的な評価です。本事業の全体的な評価といたしましては、④番にありますとおり、公共サービスの質に関しては、十分な質の確保ができないままに、令和3年度末をもって事業廃止、途中で廃止することになりましたので、継続性の点において課題が残るという結果となったものと考えています。

ただ、令和4年度は、若干間は空きましたけれども、本事業の実績のある全国森林組合連合会が、総合評価落札方式により受託者となっておりますから、事業実施の確実性の向上は見込まれるということと、公共サービスの質の確保という課題の観点から見ると、これは克服される環境に今現在はなったと考えております。

⑤の競争性の点に関しましては、第2期の市場化テストの調達において、入札参加資格の改善や、複数応札に向けた取組により、1回は複数応札になったのですけれども、結果として、受託者が契約の途中で事業を廃止してしまったということ、その事実を考慮いた

しますと、この取組の実施をもって、競争性が改善されたのだということは言い難いと思っております。令和4年度も含めると、実質的には一者応札が継続しているのではないかと評価しております。

それから、4ページに行きます。最後ですけれども、今後の事業のところですが、いたしまして、先ほど申し上げましたとおり、これまで競争性の確保のための様々な取組を行ってまいりましたけれども、実質的な一者応札が継続していると評価しております。

この要因といたしましては、本事業は、新規参入するための体制構築が困難な事業であるということを考えております。具体的には、林業を扱う事業でございますから、地域によって、主要樹種とか、山林地の勾配とか気候によって、地域ごとの実情によって、いろいろと事業を組み立てていかなければならないということが求められるということです。

それから、本事業の実施に当たっては、地域の実情や受講者のニーズに応じたカリキュラムの設定や使用教材の作成、それから、林業の実習もしますので、実習フィールドの設定、各地で伐木経験など、林業に精通した者を講師として確保しなければならないといったところで、これらのノウハウをあらかじめ持っていない事業者にとって、非常に参入のハードルが高いのではないかと考えております。引き続き競争性確保のための取組を行ってまいります。複数応札者を得ることは難しい状況にあると考えておまして、本事業については、終了プロセスへ移行して、我々、厚生労働省の責任において、今後実施していきたいと考えております。

以上のとおり、今期をもって市場化テストを終了することにつきまして、御審議いただければと思っておりますけれども、市場化テストを終了した後も、これまでの御審議での御意見、御指摘等々を踏まえまして、自らで質の向上やコスト削減等に努めてまいりたいと思っております。

説明は以上となります。

○中川主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について、総務省より御説明をお願いいたします。なお、御説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは事務局より、評価案につき御説明いたします。事業の概要については、厚生労働省より御説明がありましたので省略します。

評価の概要です。結論から申しまして、市場化テストを終了することが相当と考えます。

続いて検討です。令和2年4月から令和4年3月までに係る、厚生労働省の実施状況報

告に基づき、サービスの質、実施経費、競争性の観点から評価します。

まず、サービスの質です。コロナ禍の影響の下、確保されるべき水準を下回る結果となりました。そして、十分な質の確保ができないまま、受託者エヌアイエスプラスが、令和4年3月末をもって受託事業を廃止、撤退したため、対象公共サービスの継続性の点において課題が残る結果となりました。

この点、令和4年度については、市場化テスト対象外の一般競争入札を実施した結果、全国森林組合連合会（以下「全森連」といいます。）が、一者応札で受託者となり、令和4年11月より事業を開始しております。全森連は、市場化テスト実施前及び、市場化テスト第1期の受託者であり、これまでの実績に照らし、着実な事業実施が見込まれるところです。したがって、対象公共サービスの継続性の課題は克服される環境となったと言え得ると考えます。

次に、実施経費です。市場化テスト導入前の平成30年度と、評価対象期間である令和2年度、令和3年度の契約額を比較すると、単年度当たり、約4,100万円減額しています。また、実際の支払額は、令和2年度が約8,600万円の減額、令和3年度が約1億1,900万円の減額となっています。

次に競争性です。市場化テスト第2期は、二者応札となっていますが、エヌアイエスプラスが、令和4年3月末をもって、受託事業を廃止、撤退していることからすると、今後に向けて競争性に課題が残った状態といえます。

これまで競争性改善のため、厚生労働省が実施した主な取組は、以下のとおりです。①入札公告期間の延長。②開札日から事業開始日までの準備期間の延長。③単年度契約を3年契約へ伸長。④定量的・客観的な質の設定、業務内容の明確化など仕様書の改善。⑤事業実施体制、経費内訳、事業の実施状況等の情報の開示。⑥競争参加資格の範囲をA、B、C、D等級へと拡大。要件緩和。⑦一者応札の分析及び改善のため、応札の可能性がある事業者に対するヒアリング等を実施などです。

次に業務の特殊性等です。本事業の特殊性等に関連して、市場化テストの実施だけでは、実施状況のさらなる改善が困難な事情は次のとおりです。①高い専門性を要する事業であること。②ノウハウや体制等の構築が困難であること。③市場調査の結果、実施体制を組めないとの回答がなされていること。④地域による事業分割が困難であること。⑤業務による事業分割が困難であることです。

評価のまとめです。実施経費に関しては、単年度当たり約4,100万円の減額、支払額

ベースでは、令和2年度が約8,600万円の減額、令和3年度が約1億1,900万円の減額となっています。

しかし、こうした実施経費の減額は、事業の実施状況、質の確保も勘案して総合的に評価する必要があります。しかるところ、対象公共サービスの質に関しては、コロナ禍の影響もあり、確保されるべき水準を下回る結果となっております。このように実施経費の減額及び対象公共サービスの質に関して、双方同時に確保したとは言い難いところです。その上で、市場化テスト第2期の受託者であるエヌアイエスプラスが、令和3年度末をもって受託事業を廃止、撤退することとなり、対象公共サービスの継続性の点において課題が残る結果となりました。

この点、令和4年度は総合評価落札方式による一般競争入札の結果、全森連が新たな受託者となっており、市場化テスト実施前及び、市場化テスト第1期の実績に照らし、着実な事業実施が見込まれることなどから、対象公共サービスの継続性の課題は克服される環境となったと言え得ると考えます。

一方、競争性については、エヌアイエスプラスが、令和3年度末をもって受託事業を廃止、撤退していることからすると、今後に向けて、競争性に課題が残った状態といえます。この点、厚生労働省は競争性改善のための取組に記載のとおり取組を実施したものの、業務の特殊性等に記載のとおり、市場化テストの実施だけでは、実施状況のさらなる改善は見込めないものと考えられます。

最後に、今後の方針です。本事業については、実施経費の減額及び対象公共サービスの質に関して、双方同時に確保したとは言い難く、エヌアイエスプラスの受託事業の廃止、撤退によって、対象公共サービスの継続性の点においても、課題が残ったと言わざるを得ません。そして、全森連が新たな受託者となったことから、対象公共サービスの継続性の課題は克服される環境になったと言え得るものの、その一方で、競争性の確保において課題が認められ、良好な実施結果が得られたと評価することは困難です。しかるところ、前記評価のまとめに記載のとおり、市場化テストの実施だけでは、実施状況のさらなる改善は見込めないと認められます。

以上のことから、本事業については、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針のⅡ.1.(2)の基準を満たしているものとして、第2期の終了、すなわち令和3年度末をもって、市場化テストを終了することが相当と考えます。市場化テスト終了後の事業実施については、公共サービス改革法の対象から外れることとなるものの、これ

までの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて、厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、厚生労働省が自ら公共サービスの質の維持・向上、コストの削減及び事業の透明性の確保を図っていくことを求めます。

さらに厚生労働省に対し、今後も受託者の決定プロセス及びコストの透明性を確保するよう求めるとともに、競争性の改善を通じた公共サービスの質の維持・向上及びコストの削減を図るため、本事業の目的・理念に沿う範囲内で、事業の実施方法等についての見直しを含めた不断の検討を要請するものであります。

事務局からの説明は以上です。御審議よろしくお願いいたします。

○中川主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました、当事業の実施状況及び事業の評価案について、御質問、御意見の御発言をお願いいたします。

川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 御説明どうもありがとうございました。実施状況報告の中で、令和4年度の事業についても御説明いただいております、3ページの5.のところですか。結果的に一者応札となったということで、ただ、令和4年度の事業については、同じコロナウイルス感染症が引き続き継続している中でも、着実な実施が見込まれるという御説明だったかと思います。

この状況はさほど改善していないと思われるのですが、やはり全国森林組合連合会が着実に事業を実施できる決定的な要因というのは、何だというふうに評価していらっしゃいますでしょうか。

○小林室長 ありがとうございます。まず、令和4年度の事業は、ちょっと実施期間が短いので、今から3月までの計画がある程度、近いところで立てられているので、要するに計画対実行という意味では、ある程度の確実性があるのかなと思っております。また、コロナも令和2年度の当初と比べると、会場での防止対策が、ある程度確立してきていることが見込まれますし、実際に事業を始めるに当たって、我々は全森連と事業について協議している中で、これはある程度、確実なところを計画できていると。会場などの細かいところも調整させていただいておりますので、そこは、今年度については大丈夫というふうに踏んでいるところです。

○川澤専門委員 分かりました。次年度以降は、どういう形で調達される御予定なのでしょうか。つまり、もう半ばこの評価の中でも、この相手方以外、全国森林組合連合会以外

で、なかなか難しいというような評価をしていらっしゃるのですが、そうなる、これまで随意契約でも企画競争を入れていらっしゃると思うのですが、企画を引き続き求める余地というのがどこまであるのか。いわゆる通常の、相手方が1者しかいないので、企画競争ではない随意契約ということも考えられると思いますが、その辺りの御予定というのはいかがですか。

○小林室長 令和5年度は、まず、令和2年度から令和4年度までの3年間の事業というのを、市場化テスト第2期はやったのですが、そこは途中廃止の問題があったりして、なかなかスパンが長過ぎると、いろいろ弊害が大きかったという反省点もあったので、令和5年度は、単年度で調達をしようと思っております。違うのは、今回は入札方式を、総合評価落札方式でやろうと思っておりますので、そこは、事業者が提案する事業の事前計画が入札の評価に反映されるような方法を予定しております。そこで、企画競争というか、プロポーザル方式のメリットを取り入れたような形で実施したいと、今はそう思っております。

○川澤専門委員 分かりました。恐らくコロナウイルスによって、これまでのやり方が大幅に見直されて、かつ、令和2年度、3年度、4年度と、環境が大きく変わり、事業の実施体制も変わっているのだと思います。ですので、これはお願いですが、令和5年度ときには、やはりこれまでの事業の実施体制、もしくは中身が、かなり大きく変化があったけれども、実施府省として、どういうところを望んでいるのかというところで、ぜひ、丁寧に御説明いただきたいと思いました。そうしないと、なかなか今の全国森林組合連合会以外のところの者が、状況を知る方法がないのではないかとこのところを懸念しております。実質的に、なかなか新規参入が難しいということは理解するのですが、やはり継続的に、きちんと事業の中身を公にしておくということは、取組として重要だと思っておりますので、ぜひ、そういった形でお願いできればと思いました。

以上です。

○中川主査 辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。終了プロセスに移行するという結論については、私も仕方がないのかなという気はいたしているところではございますけれども、念のため、この後の考え方と申しますか、ちょっと御提案をしたいと思っております。

資料のC-1でございます。資料C-1の5ページ目を拝見すると、上のほう④で、地

域による事業分割が困難であることという評価が記載されてございます。他方で、これは資料3-1でございます。3-1の4ページ目でございます。3-1の4ページ目の7、今後の事業というところで、(1)から始まって、その第2パラグラフの辺りを御覧いただければと思うのですが、この辺りに「地域の実情に応じた」という言葉が複数回出てまいります。林業は地域によって主要樹種や山林地の勾配、気候等が異なるため、地域ごとの実情に応じてという部分を書いてございます。実際に客観的にも、そうだと思います。

考え方として、ひょっとすると、今回、手を挙げにくかった方々というのは、全国でやるとやはり大変という考え方があったのかもしれませんが。そうすると、もし可能ならなのですけれども、今後、例えばある一定の地域で農林業について非常に発達している地域があって、そこでは、しっかりと教育しているところがあると、そういう場合には、そこに關しては切り出して、個別に委託をしてみても実験をしてみても、ほかの部分の、どうしても手が挙がらない部分は全体、包括して委託をします。

その結果、何が起きるかという、恐らく、個別の狭い地域を受託した方々がいろいろな創意工夫をなさって、いろいろな新しいやり方が生まれるかもしれません。それを実施府省で集めていただければ、狭い地域で行われている新しい試みを、ほかの広い地域を包括して委託している部分にも、いい影響を及ぼすことができるのかなとも思いました。

ただ、これは私が現場を知らない立場からの発言でございますので、参考程度にとどめていただければと思いました。

以上でございます。

○小林室長 御意見ありがとうございます。地域分割の件も、もともと当初から御指摘はいただいていた、我々も、もちろん検討した中で、今現在は、やはり我々が求めているのが、日本全国の求職者がいろいろな地域、就職するといっても、自分の地域ではなくて、林業の場合は、いろいろな山に移って就職するケースもあるものですから、やはり横の連携というのをまず当初は考えて、そこは重要なので、やはりコントロール機関が要るだろうと。全国区の事業者に委託をしたいということは、どうしても抜けられなかったのが現状なのですけれども、御指摘をいただいておりますので、市場化テストになったことを契機に、事業の中身をいろいろ蓄積しながら、効率的な実施方法について、今後とも引き続き検討をしていくというつもりでおります。

○辻副主査 ありがとうございます。

○中川主査 ほかにございますか。

私から1点、お願いなのですがけれども、今回の件は、公サ法の適用が始まって、初めて2期目で全森連以外のところが入りましたと。それが、不幸なことに、コロナの影響もあったと思いますけれども、途中から事業が続けられなくなってしまって、結果として、元の全森連に戻ってしまいましたという状況にあるかと思います。もちろん来年度以降も、総合評価方式によって、新たな応札者を募るところが、非常にキーにはなるかと思うのですが、結果としては、やはりこの全森連が非常に強いのかなと。やはり結局、自分たちに戻ってきたのだなというふうなお気持ちをお持ちでも、仕方がないかなと考えております。

その際には、ぜひ、価格面での御検討を十分にさせていただきたいなど。予定価格の設定であったり、当然、お仕事のやり方であったりが、コロナの影響によって大きく以前と変わってきているかと思います。その辺りも、詳細をきちんと見ていただいて、適正な価格というものを、ぜひ、御省のほうでも念頭に置かれた上で、全森連、またはほかの応札者との協議を進めていただければと思っております。ぜひ、よろしく願いいたします。

○小林室長 分かりました。

○中川主査 ほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。

○中川主査 よろしいですか。ありがとうございます。それでは、審議はここまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 御審議ありがとうございます。評価案の修正に関する御指摘、御意見はなかったものと承知しております。

事務局からは、以上でございます。ありがとうございます。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告することといたします。

事業評価案の審議は以上となります。本日はありがとうございました。

(厚生労働省2退室)

— 了 —